

伊勢原市手話奉仕員養成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、聴覚障害者及び言語障害者(以下「聴覚障害者等」という。)との地域交流をより円滑にするため、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成することを目的とし、伊勢原市地域生活支援事業実施要綱(平成25年伊勢原市告示第71号)第3条第1項第5号に規定する手話奉仕員養成事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、伊勢原市とする。ただし、事業の一部を福祉関係団体に委託することができる。

(事業対象者)

第3条 事業の対象者は、市内に居住又は勤務する概ね18歳以上の者で、社会福祉に対し理解と意欲がある者とする。

(実施方法)

第4条 事業は、講習会等の方法により、次の課程を履修させることにより行うものとする。この場合において、両課程の養成カリキュラム等は、国が定めるものに準ずるものとする。

(1) 入門課程 相手の簡単な手話が理解でき、手話で挨拶、自己紹介程度が可能なレベル

(2) 基礎課程 相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者等と手話で日常会話が可能なレベル

(修了証の交付)

第5条 前条各号の課程を終了した者には、修了証書(別記様式)を交付するものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

修 了 証 書

氏名

あなたは、伊勢原市手話奉仕員養成事業による手話奉仕員養成講座において入門課程・基礎課程を修了されたことを証します。

年 月 日

伊勢原市長

